



消 行 審 第 1 号
平成19年10月22日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県消費者行政審議会
会長 鎌野 邦樹

千葉県消費者保護条例改正（骨子案）について（答申）
平成19年9月20日付け県生第235号で諮問のありました
このことについては、下記のとおり答申します。
なお、別紙事項について、留意ください。

記

骨子案については、概ね適当と認めます。

別紙

1. 条例案を作成する段階で、表現を検討する箇所

- (1) 前文については、消費生活の場面においても環境に配慮する必要があることを盛り込むこと。
- (2) 県の責務の「施策の策定及び実施に当たっては、消費者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」については、「消費者等」の表現を県民に分かりやすい表現とすること。
- (3) 事業者の責務の「品質その他の内容を向上させること、価格を安定させること及び流通を円滑化させること」については、表現を現行条例及び消費者基本法に整合させること。
- (4) 基本理念の「商品または役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利」については、現行条例の事業者の不当行為の排除に関する権利を明確にすること。

2. 今後検討を要する事項

- (1) 事業者の不当行為などに対する罰則を盛り込むことについて、今後、前向きに検討すること。
- (2) 行政組織の整備及び行政運営の改善等について、今後とも配慮していくこと。
特に次の点について、十分な配慮をすること。
 - ① 被害の多い高齢者や青少年への対策としての関係機関とのネットワークの構築及び消費者担当部局と福祉担当部局などとの連携
 - ② 消費者からの苦情の処理に当たって、あっせん・調停を行う審議会（消費者苦情処理部会）の活用
 - ③ 日々、消費者相談や苦情処理を行っている消費生活相談員の意見の施策への反映
- (3) 条例に基づく基本計画の早期策定に配慮すること。